

平成 27 年 11 月 2 日

部課等の長 様

市 長

平成 28 年度当初予算編成方針について

1 本市の財政状況

本市の財政状況は、平成 27 年度においては、市税収入及び普通交付税は当初予算額を確保できるものの、当初予算において財源不足を補うため、約 4 億 2,000 万円もの財政調整基金を取り崩している。

平成 28 年度は、市内企業の市外移転や土地価格の下落などにより、市税総額は 27 年度決算見込みに比べ約 1 億円（約 1.8%）の減と見込んでおり、また、地方交付税については、総務省の概算要求（地方財政収支の仮試算）と、須坂市における基準財政需要額の推計などを踏まえ前年度対比 1 億 8,000 万円（約 4.0%）の減と見込んでいる。

一方、歳出においては、超高齢社会の到来等により、扶助費（社会福祉費）などの義務的経費が大きく増加するとともに、施設の老朽化による維持補修費の増加は避けられない状況である。

また、26 年度決算では、財政の健全化判断比率である実質公債費比率（7.9%）は県内 19 市中、良いほうから 8 番目、将来負担比率（38.7%）は同 9 番目であり、健全財政を維持している。しかし、公債費は 29 年度以降増加に転じる見込みであり、健全化比率の上昇が懸念される。さらに、経常収支比率、市民一人当たりの市税収入がともに県内 19 市中、17 番目で推移するなど、依然として財政は硬直化している。

2 予算編成にあたっての基本的な考え

(1) 平成 28 年度における重点的な取り組み

現在策定中の第五次須坂市総合計画・後期基本計画の推進、須坂市人口ビジョン「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性である「健康長寿発信都市・須坂」の実現、また、須坂市の現状及び国県の動向を踏まえ、次の事項を重点に取り組む。

ア 須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づいた人口減少抑制策

- (ア) 産業創出と雇用確保
- (イ) 移住・交流人口の拡大
- (ウ) 結婚・出産・子育て支援
- (エ) 健康で安心して暮らせるまちづくり

イ 須坂 J A P A N 創生プロジェクトの推進

ウ 教育を核とした人材（財）育成 … 子どもは宝プロジェクトの推進

- エ ごみ処理広域化への対応
- オ 学校給食センターの整備促進
- カ 笑顔とあいさつの地域づくり

(2) 市民ニーズへの対応と健全財政堅持の両立を図る予算

現在策定している平成 28-30 年度実施計画の財政見通しでは、市税、地方交付税ともに年々減少し、一方、歳出においては、扶助費（社会福祉費）などの義務的経費及び施設の維持補修費が増加すると見込んでいる。さらに、市民の安全・安心を守るため実施した小・中学校等の耐震補強や子育て支援のための保育所の建替え等のため、これまでに活用した市債の償還額が大きく増加する。この他にも、今後、長野広域連合が行うごみ処理施設整備の建設負担金、学校給食センター整備等の大型事業に多額の費用が必要となる。

実際に、28 年度実施計画においては、各課からの一般財源要求額に対して、実施計画事業に充当可能な一般財源が約 9 億 8,000 万円不足している。

短期間のうちに財政状況が好転することは極めて考えにくい。何も手を打たなければ、公債費は過大となり、基金は枯渇する。全職員が財政の課題を『いまある危機』と認識する必要がある。

多様化・増大する市民ニーズへの対応と健全財政の堅持の両立という、大変難しい課題ではあるが、やり遂げなければならない。

(3) 時代認識等を具体化する予算

「税や保険料を負担する人が減り、サービスを必要とする人が増える」という社会の到来を受け、地域づくり市民会議等において、市民に説明してきた次に掲げる市の時代認識等を踏まえたうえで、予算編成を行う。

◇市民との共創、自助、公助を明確化

◇将来世代に負債を負わせないで、持続的発展を須坂市がするために、「求める」から「分かち合い（愛）、譲り合い（愛）、与え合い（愛）」の社会の実現

◇真に必要とされる事業の実施と施設の整備。あれば便利だが、なくても大きな支障のない我慢のできるものは十分検討

◇新しいものよりも、今あるものを大切にし、磨く。維持管理の時代

◇既存施設の活用、観光振興の連携、行政施策の運営など、一層の広域連携が大切になる一方、本格的な地域間切磋琢磨の時代

3 経済情勢と地方財政の見通し

(1) 経済の状況

政府の 10 月の月例経済報告においては、中国経済の減速で生産や輸出が鈍っていることなどを反映して、景気の基調判断を「このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」と、平成 26 年 10 月以来 1 年ぶりに引き下げた。

ただ、GDPの約60%を占めるといわれる個人消費については、「総じてみれば底堅い動きとなっている。」としている。先行きについては、「雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種施策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」としている。

また、関東財務局長野財務事務所が10月28日に発表した「最近の県内経済情勢」では、「一部に弱さがみられるものの、持ち直している。」と7月発表の前回から据え置いている。

一方、市が実施した7月～9月期の企業動向調査（市内製造業105社）の結果は、業況判断指数DIの平均がマイナス1.2ポイントで、前期調査結果（4月～6月：マイナス9.6ポイント）と比較して8.4ポイント上回っている。

（2）国の財政

政府は、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とし、今後5年間を対象期間とする「経済・財政再生計画」を策定。経済・財政再生計画における集中改革期間の初年度に当る平成28年度においては、成長戦略を拡充・加速するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太の方針2015）」を踏まえ、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の双方に寄与する歳出改革、歳入改革の本格的な取り組みを開始するとしている。

（3）地方財政

政府は、骨太の方針2015の中で、平成30年度までの地方の一般財源総額は、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

しかし、同時に、別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出両面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくとしている。さらに、国・地方を通じた2020年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化することを目標に掲げている。これらのことに伴う地方財政への影響は不透明な状況にあり、自主財源の乏しい本市では、今後の国の予算編成及び地方財政対策の動向等によっては、更に厳しい財政運営を強いられる可能性もある。

平成28年度予算概算要求では、出口ベースの地方交付税総額は、前年度比2.0%減の16兆4,266億円となっているほか、地方創生のための自治体向け新型交付金は国費負担分で約1,080億円、同額の地方負担を合わせた事業費ベースで約2,160億円となっており、26年度補正予算（全額国費1,700億円）と比べ国費負担が減少している。

4 予算要求にあたっての留意事項

（1）予算要求の観点

ア 第五次須坂市総合計画・後期基本計画の策定状況に留意

- イ 共助・自助を基軸に含めた市民との協働とその視点
- ウ 固定概念・先入観の打破。「できないではなくできる方法」を考える。
- エ 自治体間、市民団体などとの連携、情報の共有による相乗効果
- オ 付加価値の増。「働き一両、考え五両（※）」の精神
- カ 緊急性、必要性、費用対効果などを考慮した優先順位
- キ 工夫した予算編成

(ア) サマーレビューでの見直し対象項目を具体化する…歳入の確保と歳出の見直し・削減で平成27年度から取り組んでいる3か年で2億円(一般財源ベース)の経常経費削減を確実に進める。

(イ) ゼロ予算の推進など

(※)一の努力は一の成果しか生まないが、アイデアを持って一の努力をすれば五の成果が出る。

(2) 収支均衡型の財政構造の確立

ア 歳入の確保

(ア) 「須坂市市税等滞納整理推進本部」を中心とした市税等の徴収対策の強化を推進し、収納率及び収納額の向上を図る。また、法令、条例等に基づき適正な債権管理に努めること。

(イ) 市有財産の有効活用に努めるとともに、今後活用見込のない財産の洗い出しを進め、積極的に処分すること。

(ウ) 国、県の制度を的確に把握し、迅速、効果的かつ機能的な活用を図ること。

なお、国県補助事業については、歳入が確実に見込めるもののみ予算計上すること。

(エ) 公募型事業などの各種助成制度などを積極的に活用し、「徹底した」財源の確保を図ること。

(オ) わずかであっても、広告料収入など新たな自主財源の開拓に取り組むこと。

(カ) 後年度の過重な財政負担とならないよう、市債の活用については慎重に検討すること。なお、交付税措置のない起債は活用しない。

イ 歳出の改革＝「最少の経費で最大の効果」

(ア) 真に必要性、緊急性の高い事業かを原点に返って考慮し、厳選すること。また、事業の優先順位をつけて、予算配分の重点化、効率化を推進すること。

(イ) 事務事業評価や外部評価員による評価結果に基づく十分な見直しを行うこと。

(ウ) 行財政改革を率先して行う勇気をもって、積極的な事業の廃止、縮小及び業務の外部委託を推進すること。(市がやらなければいけないのか、市以外の者が行ったほうが成果が上がるのではないのか、従来からのやり方でよいのかななどを検証)

(エ) 財政の健全化には経常経費の削減が不可欠である。人件費、物件費、補助費などの経常経費についても、どうしてもできない場合を除き、見直しと効率化による削減を行うこと。

- (オ) 時間外勤務手当の削減について重点的に取り組むこと。また、正規職員はもとより嘱託、臨時職員についても、業務内容の徹底した見直しを行い、業務効率化、雇用時間の削減を図ること。
- (カ) 旅費・需用費及び郵便料・電話料については、引き続き枠配分とする。したがって、その他の経常経費も含め、不足が生じた場合には部内で調整すること。
なお、燃料費、電気料等については、消費総量の抑制を図りながら、適正に見積もること。
- (キ) イベント・講演会等については、検証を行い廃止、統合にも取り組むこと。
- (ク) 単なる講演会は、極力行わないこと。講演会については、効果をより上げるため情報の共有を行うこと。
- (ケ) 嘱託・臨時職員の配置については、ゼロベースで検証を行うこと。特に、現在補助事業を活用して配置している嘱託・臨時職員については、原則として補助対象となる期間のみの配置とする。
- (コ) 市債同様、債務負担行為の設定は慎重に行うこと。
- (サ) 「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「習慣（躰）」の5S活動を徹底する。

(3) 新規・拡大事業の取り扱い

新規・拡大事業の要求については、原則として、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を必要とし、新規・拡大事業に係る一般財源は、廃止事業における一般財源総額の範囲内とすること。

(4) 特別会計・企業会計

特別会計、企業会計については、一般会計に準じ、歳入の確保と経常経費の削減を図る中で編成すること。

(5) その他

ア 年間を通じた「通常予算」とし、事業目的、達成目標、費用対効果を見据えて計上すること。

イ 国の「地方創生」に向けた取り組み、国土強靱化、防災・減災対策の推進や社会保障と税の一体改革の動向、国の平成27年度補正予算編成など、国・県に対する積極的な情報収集に努めること。

ウ 国・県の動向を注視し、新たな事務事業が発生するものにあっては、その必要性について十分検討するほか、廃止又は縮減となる補助事業については、安易に市単独事業として継続せず事業を廃止又は縮減すること。

エ 条例改正等で予算を伴うものについては、改正と同時に予算計上すること。

また、単年度で終了するものを除き、要綱等が整備されていない補助金については、予算計上と同時に整備すること。

オ 公共施設の維持管理については、効率的な活用と経費の節減に努めること。

また、指定管理者制度委託料の見直しが必要な場合は、管理者と協議を整えたうえで予算計上すること。

カ 市民要望の多様化に伴い、関係部課間の調整を要する施策については、必ず計画段階から緊密な連絡調整を行い一層の事業効果の向上を図ること。

以上の方針を十分理解され、別紙「予算編成留意事項」により予算編成に努められたい。

以上、財務規則第9条の規定により通知する。